

『親権の壁について』

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・白浦法律事務所」代表。

最近、児童虐待によって幼い子ども
の尊い命が奪われ、または、骨折や脳
挫傷などの重篤な傷害を負わせてし
まう事件が新聞やテレビなどで伝え
られてくる。しかし、このような事件
は以前からずっと起きていた。ただ社
会に把握されていないだけだ。他人様
の家庭のことに口を出すべきではない
とか、「嫉」の名の下に親が子どもを折
檻することは、程度の差こそあれ、あ
り得ることとされてきた。尊い命が社
会に向かつて言葉も発しないまま暗闇
の中で奪われていき、また、命を奪わ
れるまでに至らなくとも、子どもの未
来に暗い影を落としてきたのである。

平成12年、超党派の議員立法とい
う形で児童虐待の防止等に関する法
律が制定された。その第6条に「虐待
を受けたと思われる児童」を発見し
た国民は、その事実を児童相談所な
どに通告しなければならないという義
務を負うこととなった。

例えば、父親や継父などから性的
いたづらをされ、自宅に戻りたくない
と15、6歳くらいの子から涙ながら
に訴えられてきたら、弁護士はどう
することができるのだろうか。

相談してくれた女子の訴えが真摯
な訴えであり、性的虐待に該当し得

ると判断される場合、弁護士がその
話を聞いて、そのまま自宅に帰らせて
しまうことは少ない。しかし、逆に、自
宅に戻すべきではないという選択肢を
とった時から、さまざまな問題を考え
続けなければならぬ。自宅に戻さな
いということは、その日以降の女子の
日常生活をどうするのか、という問題

が起きる。近隣に祖父母がいれば、と
りあえず女子を預け、その後のことは
相談して決めていこうと考える。しか
し、祖父母が近隣にいるとは限らな
い。また、仮に近隣に居住していたと
しても、虐待している親との関係が疎遠
だったり、攻撃されるのが嫌で子ども
を匿う場所として考えられない場合
が実は多い。また、弁護士が把握でき
ない時間や時期を見計らって実力行
使をされてしまつて子どもが虐待親
のもとに戻つてしまつこともある。こ
のような場合、児童福祉法第33条に
基づく児童相談所への一時保護が考
えられるが、ここでの子どもの生活

を子どもが拒否することもある。本来、子ども
への説得は親などが時間をかけて行
うことが多いが、虐待する親を通じて
説得することなど考えられないから、
弁護士は児童相談所の方々と一緒に
説得をすることもあるが、すぐさま信
頼関係を得られることは現実的に難

しい。頼るべき祖父母などの社会的資
源も少なく、一時保護所での生活を
始めることも難しい場合、どのように
すべきか苦悩することもある。

また、虐待された結果、さまざまな
精神的疾患を被つていられると思われ
る時、とりあえず、安心できる医療機関
にて生活して貰う選択肢もある。一
時保護の委託先として医療機関を選
び、できる限り早期に入院し治療な
どを受けて貰うケースだ。しかし、子
どもが児童相談所の関与を拒否して
いる場合、医療機関に入院するという
選択肢をとつてみたところで、治療や
入院にかかるさまざまな費用をどの
ように確保すべきかという点について
考えなければならない。

私はかつて、生活保護法第15条に
基づく医療扶助を申請し、医療機関
での十分な治療が受けられるように
するための道を探つたことがあった。
しかし、同法4条2項では、子どもの
扶養義務者である親が当該子どもを
扶養できるか否かという点を最優先
に判断してその受給の是非を検討す
ることとなっているから（保護の補充
性）、生活保護の申請手続という局面
で、地方公共団体が親の意見を聴取
することを許し、医療扶助の是非、そ
の内容について虐待親が干渉してく

ることを許すという本末転倒のプ
セスを辿る事態となる。親権とい
う壁があるため、子どもの経済的扶助
を得ようとしても、虐待親の干渉を
許すというのが法の建前なのである。

「親権」が親の子どもに対する「権
利」であるとの意識は誰にでもあ
る。しかし、虐待された子どもたちの姿や
気持ちに触れた時、親権が権利である
という「共同幻想」を捨て去り、すぐさ
ま行動に起こさなければ手遅れにな
る。児童虐待防止に取り組む弁護士の
職責は重い。そもそも、虐待されている
という事実を詳細に聞き出すことはあ
まりにも難しい。自分の肉親が子ども
である自分に加えてきた虐待の事実
をよどみなく、赤裸々に語れる子ども
はとても少ない。また、わずかながらで
も聞き取れたとしても、弁護士が虐待
事案に関与すべき時期や方法を誤れ
ば、子どもたちは、また、大人から見捨
てられたという「見捨てられ感」を抱い
てしまつ。私の恩師（元札幌地方検察
庁次席検事・加澤正樹）は、かつて、「法
律実務家に正解なし。あるのは『過ち』
のみ」と諭してくれたが、法律家が児
童虐待防止に取り組む際、開かれたま
つずぐの道はなく、いつも『過ち』と隣
り合わせて進んでいっているのだ。